

指定介護サービス事業者 各位  
指定障がい福祉サービス事業者等

旭川市長 西川 将人  
(福祉保険部指導監査課担当)

### 処遇改善加算の算定に係る留意点について

今般、実地指導において処遇改善の状況を確認したところ、処遇改善計画書（以下「計画書」という。）の届出内容に沿った実施・運用がされていない事例がありました。

このことは、処遇改善加算の算定要件を満たさないこととなるため、各事業者におかれましては、今一度処遇改善等について計画書にのっとり実施・運用がなされているか確認をお願いします。

なお、実地指導において確認された具体的事例を次のとおりお示しますので、確認の際の参考にしてください。

#### 【具体的事例】

- 1 キャリアパス要件Ⅰについて、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を就業規則等で定めているにもかかわらず、当該規定を下回る賃金しか支給していない。

〔指導内容〕

介護職員（障がい福祉サービスにおける福祉職員を含む。以下「介護職員」という。）全員について、就業規則等に定めているとおりの内容で賃金が支払われているか自主点検し、支払われていなければ支払うこと。

- 2 キャリアパス要件Ⅰについて、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等要件の内容の一部として、職員能力評価を定めているにもかかわらず、当該評価を行わずに任用し、賃金を決定している。

〔指導内容〕

当該評価を実施し、就業規則等で定めているとおりの任用等要件及び賃金体系を適用すること。

- 3 キャリアパス要件Ⅱについて、「資格取得のための交通費、宿泊費を支給する。」としているところ、資格取得した職員がいることを把握していたにもかかわらず、当該職員から申し出がなかったことを理由に、支給していない。

〔指導内容〕

今一度全ての介護職員に周知を徹底するとともに、該当職員に交通費等を支給すること。

- 4 キャリアパス要件Ⅱについて、資質向上の目標として、「職員の資質向上を図るために、資格取得向上を目指す。」としているにもかかわらず、職員から資格取得をしたいという申し出がないことを理由に、具体的な支援を実施していない。

〔指導内容〕

「資格取得向上」について、事業者として資格取得の奨励などの取組を実施すること。

- 5 キャリアパス要件Ⅲの昇給の仕組みとして、資格に応じた昇給を行うと就業規則等で規定しているにもかかわらず、該当者について昇給が図られていない。

〔指導内容〕

介護職員全員について、就業規則等に定めているとおりの内容で賃金が支払われているか自主点検し、支払われていなければ支払うこと。

- 6 職場環境等要件のうち、実施しているとして届け出た事項を実施していない。

〔指導内容〕

届出をした事項について、実施すること。

#### 【担当】

福祉保険部指導監査課

TEL：0166-26-1111

（介護担当）内線 5119, 5121

（障がい担当）内線 5118, 5129